

[事案 25-20] 入院給付金等支払請求

・平成 25 年 7 月 31 日 裁定終了

<事案の概要>

通院でも治療可能であることを理由に、入院給付金等が不支払いとされたことを不服とし、給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

斟酌して帰宅途中に見知らぬ人に殴りかかれ、右鎖骨骨折・頸椎捻挫により平成 23 年 5 月から 60 日間入院したが、入院給付金、退院給付金、および退院後の通院給付金について不支払いとなった。他社からは支払われており、納得できないので、各給付金を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

本入院は、①受傷から入院までの経過、②入院初日の症状、③入院中の経過、④外出の回数等から考えて、入院を必要とする状態ではなかったと認められる。したがって、約款に定める「入院」に該当せず、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、以下のとおり、申立内容は認められないので、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条 1 項にもとづき、裁定書にその理由を明記し、裁定手続を終了した。

1. 約款の規定について

約款によると、『入院』とは、医師・・・による治療・・・が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます」と定義されており、また、退院給付金および通院給付金は、いずれも「入院給付金が支払われる入院」をしたことが支払要件とされている。

2. 以下の理由により、本入院は、上記約款の「入院」に該当すると認めることはできない。

(1) 申立人が救急搬送された病院の診療録には、医師が、鎖骨骨折に対してバンド固定したうえで、「紹介状を書きますので、今日は帰宅して、後日近くの整形外科を受診して下さい」と告げたことが記載されている。また、同診療録には、これに応じた申立人が独歩で退出したことが記載されている。

(2) 入院先の整形外科病院の看護日誌には、「独歩にて入院」との記載がみられる。また、同病院の主治医報告書には、「院内での行動制限はありません。歩行補助具の使用はありません」と記載されている。

(3) 同病院の「外泊・外出証明書」によると、申立人は、合計 60 日間の入院中、合計 31 回外出している。外出の理由は仕事の指示のためであり、1 回の外出は概ね 1 時間から 2 時間程度のものであるが、60 日間のうち半分以上の日に外出をしていたことになる。

- (4) 同病院における治療内容は、鎖骨骨折につきギプス固定および痛み止めの注射と投薬である。
 - (5) 一般的に、鎖骨骨折は、保存的治療の場合には2か月程度の外固定が必要となるが、原則的に入院は不要であり、例外的に入院が必要となるのは、症状が強く体動困難な場合や、入院治療を必要とする合併症が発症するなど、医師の管理下で安静治療を必要とする場合等とされている。
3. 同一の入院につき、他社から入院給付金等が支払われていることは上記の判断に影響を与えるものではない。